

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会陳情説明資料

令和5年10月13日

件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
1 受理番号39	どの子ども健やかに成長できる質の高い保育、父母のニーズに対応した保育を実施するために、待機児童対策、施設・環境・体制の整備・拡充などを求める陳情・・・・・・・・・・ 2

( 教育委員会 )

件名	<b>受理番号39</b> <b>どの子ども健やかに成長できる質の高い保育、父母のニーズに対応した保育を実施するために、待機児童対策、施設・環境・体制の整備・拡充などを求める陳情</b>																
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課、子ども施設入園課																
陳情の要旨	1 第一次不承諾をなくすための待機児童対策を講じること。また、年度途中の入所希望にも応えるなど父母のニーズに対応した待機児対策をすすめること。 2 老朽化し、園児に危険が及ぶ可能性もありうる施設の職員の声を聴き、ただちに改築・改修を行うこと。施設によって保育環境に差がでることのないよう保育環境を整えること。 3 必要な人数の保育士を配置し、支援を必要とする園児の体制の強化をすること。 4 0歳～2歳の保育料を無料にすること。 5 公立保育園31園を廃止にする計画を撤回すること。																
陳情者等	請願文書表のとおり																
内容及び経過	<b>1 待機児童解消アクション・プラン（令和4年度版）に基づく対応</b> (1) 足立区教育・保育の質ガイドラインの活用 区内のどの教育・保育施設等に通っていても、一定レベルの教育・保育サービスを受けられるように「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用を促進し、保育環境の整備・安定化に向けた対策を進めている。 (2) 年度途中の利用（待機）状況の実態把握と対応策 年度途中の待機児童の実態を把握するため、昨年度（令和4年度）から10月1日現在での待機児童数の調査を開始した。 ア 令和4年10月1日現在の待機児童数（昨年調査結果） <table border="1" data-bbox="477 1619 1406 1747"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>35名</td> <td>5名</td> <td>1名</td> <td>0名</td> <td>0名</td> <td>0名</td> <td>41名</td> </tr> </tbody> </table> イ 年度途中の待機児童対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>① ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）</li> <li>② 保育事業者へ入所保留者の発生状況等を情報発信</li> <li>③ 入所不承諾となった保護者への情報提供の強化</li> </ul>	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	人数	35名	5名	1名	0名	0名	0名	41名
年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計										
人数	35名	5名	1名	0名	0名	0名	41名										

<p>内容及び 経過</p>	<p><b>2 公立保育園・こども園の更新計画について</b></p> <p>多くの公立園が築40年以上を経過しており、多様化する保育ニーズに適切に対応しながら、保育の質の維持・向上を図るために、今後30年間にわたる、「足立区立保育園・こども園施設更新計画」を令和5年3月に策定した。</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>ア 公立(直営)の保育園・こども園(全30園(令和5年4月現在))を対象とした。</p> <p>イ 指定管理者が運営している公設民営の保育園(区立認可外施設を含む15園(令和5年4月現在))は、「足立区待機児童アクション・プラン」における地域ごとの需要分析等を踏まえ、各施設の更新時期等に「民営化」「統廃合」等の方針を決定していく。</p> <p>(2) 施設更新の基本方針</p> <p>ア 対象施設の中から、地域における中心的な役割を担う「拠点園」を選び、施設更新を行い、存続させる。</p> <p>イ 更新時期は築年数から60年経過を一定の基準とし、更新は建て替えを原則とする。</p> <p>ウ 都営住宅に併設されている施設は都営住宅の建て替えに合わせて更新時期を検討する。</p> <p>エ 単独設置の施設の更新は、現在の施設の設置場所とは別に用地を確保した上で、仮設園舎または新園舎を確保した用地に建築する。</p> <p>オ 拠点園以外の園については、園運営に必要な修繕は適切に実施するが、長寿命化のための大規模な改修は行わず、築年数やエリアの保育需要に応じて、閉園または民営化を検討する。</p> <p>(3) 更新計画の考え方</p> <p>ア その時々の待機児童数や周辺地域の保育需要、施設の老朽化の状況を勘案し、最適な施設配置を判断していく。</p> <p>イ 拠点園として定めた16園は、あくまでも令和5年3月時点での暫定目標数であり、必要に応じて柔軟に見直しを行う。</p> <p>ウ 老朽化した施設の立て直しの計画実現に向けては、一時的に利用する仮園舎を建設するための用地の確保が課題ではあるが、今後も保育施設の建設に適した用地を見定めながら、保育施設の更新を進める。</p>
--------------------	--

内容及び  
経過

### 3 保育士の配置基準について

- (1) 従来为国及び都基準を基本とし、適正な配置を行っている。また、小規模園や一時保育実施園等、園の運営体制により、常勤職員の加配を行っている。
- (2) 支援を必要とする園児の受け入れは、会計年度任用職員を追加配置することで対応しており、原則として支援児が1名以上のクラスに1名、施設の状況や児童の状態に応じて、さらに追加で配置している。

### 4 0歳～2歳児の保育料について

#### (1) 認可保育施設等

認可保育所、認定こども園（長時間利用）、区立認可外保育施設、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の利用者負担額について、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例に基づき、下表のとおり算定している。

子ども数	0～2歳児クラス	
	課税	非課税
第1子	保育料:5,100～75,500円 (区民税額等により算定) (約2,500人) ※1	無償 (約600人)
第2子	無償(約1,900人) ※2 [実施前:第1子保育料の半額]	
第3子以降	無償(約800人)	

( )内の人数は対象者数

※1 令和5年度利用者負担額(見込)は、約8億3千万円

※2 令和5年10月から実施予定の第2子保育料無償化について、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に令和5年7月20日に諮問し、同年8月8日に答申を受けており、別途条例改正案を上程する。

#### (2) 認証保育所

認証保育所の利用者に対し、足立区認証保育所保育料負担軽減事業制度要綱に基づき、次ページの表のとおり保育料の負担軽減を行っている。

内容及び  
経過

保育の 必要性	子ども数	0～2歳児クラス	
		課税	非課税
なし	第1子 ※1	月 40,000 円まで補助	月 42,000 円まで補助
	第2子 ※2	月 67,000 円まで補助 [拡充前：月 54,000 円まで]	月 67,000 円まで補助 [拡充前：月 55,000 円まで]
	第3子以降	月 67,000 円まで補助	月 67,000 円まで補助
あり	第1子	上記第1子と同じ	月 67,000 円まで補助
	第2子	上記第2子と同じ	
	第3子以降	上記第3子と同じ	

※1 対象者数は約 400 人。第 2 子以降と同額まで補助を拡充した場合、区財政影響額は約 1 億 3 千万円の増

※2 令和 5 年 1 0 月から第 3 子以降と同額まで補助を拡充

#### 5 公立保育園数の見直しについて

公立園 1 6 園を地域における中心的な役割を担う「拠点園」と位置づけ、施設の更新を行い、存続させる。

ただし、拠点園として定めた 1 6 園は、あくまでも令和 5 年 3 月時点での暫定目標数であり、必要に応じて柔軟に見直しを行う（再掲）。

※ 施設更新計画は項番 2 のとおり